

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、福島県の太平洋側最北部に位置し、東西南北とも約7km、周囲24kmのほぼ四辺形を成し、総面積は46.70km²となっている。海、里、山と多様な自然環境を有している。農業は、ニラ、イチジクなどが地域の特産品として高い評価を得ている。漁業は、カレイ、ヒラメ等を中心に一定の水揚げ量を誇る。

今般、常磐自動車道が全線開通し新地インターチェンジが出来るなど、交通アクセスの非常に良い地域である。さらには、国道113号が重要港湾相馬港へ連結しており物流体系も充実している地域である。

当町の人口構造については、平成7年をピークに人口が減少し、平成23年は東日本大震災の影響による大幅な人口・世帯数の減少となった。令和2年の人口は7,905人（令和2年国勢調査）であり、少子高齢化はますます進展し、65歳以上の人口比率は32.8%と3割を越え、一方、14歳以下人口は12.6%と減少傾向が続いている。

2021年の経済センサスにより産業構造を見ると、産業大分類別での従業員数は、「製造業」や「建設業」が多く、次いで「医療、福祉」、「卸売業、小売業」となっている。

2016年と比較し全ての業種で増加している。

町内中小企業の現状を区域ごとに見ると、新地北工業団地は、株式会社福島ニチアスなど多数の事業者が立地しており電子機械関連産業の集積が図られている。

相馬中核工業団地X区画では、オリエンタルモーターテック株式会社など多数の事業者が立地しており産業の集積が図られている。

重要港湾相馬港では、石油資源開発株式会社による相馬LNG（天然ガス）基地や、そのLNGを利用した、福島ガス発電株式会社による発電所が立地している。さらに、株式会社レゾナック東北アンモニアセンター、日本通運株式会社や全農物流株式会社など製造業、農業の物流拠点となる運輸業が立地している。

新地南工業団地では、常磐自動車道が全線開通し新地ICが出来たことにより株式会社リード、株式会社杉孝、株式会社ソーカが立地した。交通のアクセスが非常に良い地域である。さらには、国道113号が重要港湾相馬港へ連結しており物流体系が充実している地域でもある。

東日本大震災の津波により被災した新地駅周辺では、第6次総合計画に基づいて、新地駅周辺の新たなまちづくりと一体的に、地域エネルギー事業を中心とし

たスマートコミュニティの導入が進んでおり、LNGを活用したコージェネレーションシステムによる熱電供給事業所が稼働している。当該システムを利用した宿泊施設や温浴施設、飲食サービス業などの進出が進んでいる地域である。

震災後の業務回復により、令和7年2月の相双地区有効求人倍率は1.42倍と全国的にみても高い水準で推移している状況にあり、新地町内の多くの中小企業でも人材の確保が難しい状況にあり、人手不足が経営上で深刻な問題となっており、人手不足が続いた場合、事業の縮小やサービスの低下等が生じることが予想されている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、人手不足に対応していくとともに、町内中小企業の労働生産性の飛躍的な向上を図る。これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目指すことにより、地域経済の活性化等の経済的波及効果が大きく期待できる。

2 先端設備等の種類

当町には、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、医療、福祉、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業を始めとした多様な産業が存在し、地域経済を支えているため、これら産業の生産性向上を図る必要がある。したがって、各産業の多様な設備投資を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、新地北工業団地、相馬中核工業団地X区画、重要港湾相馬港、新地南工業団地、新地駅周辺等と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、医療、福祉、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必

要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、売上の向上に資する IT 導入による生産性効率化、業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率 3 % 以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 6 月 2 6 日 ～ 令和 9 年 6 月 2 5 日の 2 年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。